

明るい選挙を

めざして

選挙人名簿の登録日が四月十二

○この選挙で選挙権を有する人

昭和三十四年四月二十三日以前に生まれた人で、昭和五十四年一月

地方公共団体の議会の議員及び
長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の公布により、四月に任期が満了する、山梨県議会議員ならびに都留市議会議員の選挙の期日がつゞりようこきまりました。

名簿に登録されている人は、選挙人に投票できます。
ただし、選挙人名簿の登録後、投票日までに市外に転出された人は、投票することができません。

二月の市広報でお知らせしました、水田利用再編対策（転作）の申出書の受付を開始しました。

今年度（昭和五十二年度）は、皆様のご協力をいただき、目標面積八三、五ヘクタールを上回る八七、五ヘクタールの実績があり、目標面積を

を送付いたしておりますが、新たに転作を実施される方は、各所属農協、盛里、宝出張所、市役所産業課に用意しております。申出書裏面要綱を参照のうえ四月十日までに申出を済ませてください。

また、転作物の栽培方法として

不在者投票

所で投票できない見込み人は、選挙期日の告示の日から投票日の前日までの、午前八時三十分から午後五時までに、市役所選挙管理委員会においてになれば、不在者投票することができます。

水稻種子消毒
も今年同様の目標面積が配分されますので引き続きご協力をいただけようお願い申しあげます。
今年度(昭和五十三年度)転作を実施された方については、申出書

ださるよう申し添えます。
なお、疑問の点などありましたら各農協、市役所産業課にお問い合わせください。

水稻種子消毒

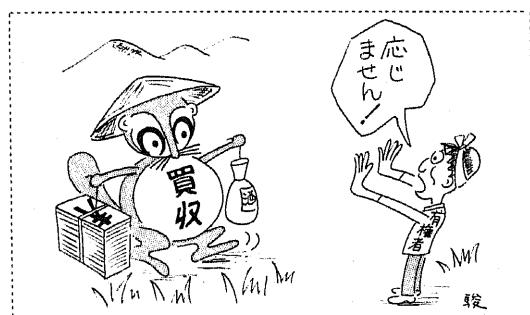
全農家無料

選挙事務所の告示日二月二十一日
選挙期日（投票日）四月八日
選挙人名簿の登録日が三月十三日
日ときました。

○この選挙で選挙権を有する人
昭和三十四年四月九日以前に生まれた人で、昭和五十三年十二月二日以前から都留市の住民基本台帳に登録されている人は、選挙人名簿に登録されますので投票できます。

ただし選挙人名簿の登録後、投票日まで県外に転出された人は投票することができません。県内転出者は投票できますが、投票をする際には転出先の市町村長が発行する居住証明書（住民票）が必要です。

選挙期日の告示日四月十一日
選挙期日（投票日）四月二十二日



効用 バカ苗病、イモチ病（葉水による治療法）

種子消毒の方法

水稻種子消毒を無料にて実施します。一戸でも多くの農家が参加します。色々な病虫害を紹介のうちに予防して、健康な苗をつくることをすすめます。

最近、機械田植栽培の普及によつて、稻のバカ苗病が市内にも多くなつて来ています。バカ苗病を防除するには種子消毒以外に方法はありませんので今回、南都留業共済組合では、全農家を対象に

全農家無料

(特にバカ苗病は種子の消毒しかありません)

内線一六九

も今年同様の目標面積が配分されますので引き続きご協力をいただけようお願い申しあげます。

ださるよう申し添えます。
なお、疑問の点などありました
ら各農協、市役所産業課にお問い合わせください。

水田利用再編対策(転作)